

台風時における生徒の登下校と授業の実施について

伊賀市立大山田中学校

台風時には、生徒の登下校の安全確保と混乱を避けるために、万全を期したいと考えております。ついては、下記の事項に十分ご留意いただくとともに、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1. 午前6時30分に暴風警報（または暴風特別警報、大雨特別警報）が、三重県伊賀地方に発令された場合（午前6時30分に上の警報が出ていなくても、始業前の8時30分までに、上の警報がでた場合も同じ）
 - 【1】登校させないで、自宅で待機させてください。
 - 【2】午前11時までに警報が解除されない場合は、その日の授業は中止しますので登校させないでください。
 - 【3】午前11時までに警報が解除された場合には、マチコミメールにてお知らせしますので、その指示に従ってください。
例（午後1時から授業をしますので昼食をすませて登校してください。）
 - ◎ただし、警報が解除されても、道路・橋梁等が壊れたり道路上へ浸水したりして危険な状態であると予想される場合は、自宅で待機させてください。
 - ◎バス通学の生徒は、バスが運行されるまで自宅で待機させてください。
2. 大雨警報・洪水警報が、三重県伊賀地方に発令された場合
 - 【1】原則として、授業は実施しますので、平常通り登校させてください。
 - 【2】ただし、局地的に相当量の降雨があり、通学路が危険な状況にあつて登校が困難と認められるときは、自宅で待機させてください。
3. 始業後に、暴風警報（または暴風特別警報、大雨特別警報）が、三重県伊賀地方に発令された場合
 - 【1】原則として、直ちに授業を中止し、生徒をなるべく早く帰宅させます。
 - 【2】ただし、台風の中心位置・進行方向・速度等、発令時における気象状況・道路・橋梁・浸水の状況を判断して、安全に帰宅させることが困難と思われる場合は、学校で待機させます。
4. その他
 - *朝6時30分に伊賀地方に暴風警報が出ていたら、途中から登校することになった場合でも学校給食はありません。